

新しい非課税制度 『NISA(ニーサ)』 が始まります!

18bank 十八銀行

この資料は平成25年5月1日現在の法令等に基づき作成しております。
今後制度内容等が変更される可能性がありますのでご注意ください。

1. 平成26年1月から株式投資信託等の 「少額投資非課税制度」(以下、「NISA(ニーサ)」と呼びます。)が始まります。

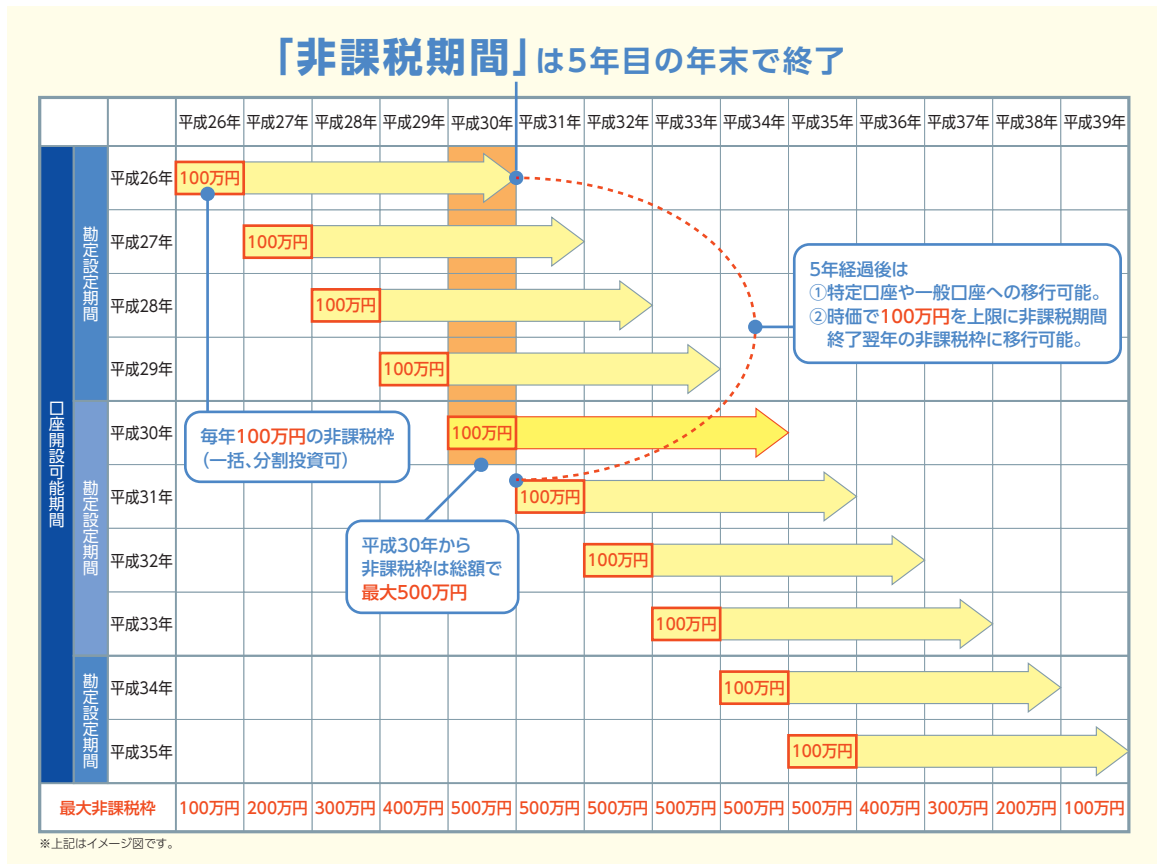
平成25年12月末で株式投資信託等にかかる軽減税率が終了し、
平成26年1月から本則税率20.315%(復興特別所得税含む)に戻ります。
同時に始まる新しい少額投資非課税制度が「NISA(ニーサ)」です。

	～平成25年12月末	平成26年1月～
株式投資信託・上場 株式等の譲渡所得・ 配当所得に係る税金	10.147% (所得税7.147%・住民税3%)	20.315% (所得税15.315%・住民税5%)
		NISA(ニーサ) (非課税)

2. 「NISA (ニーサ)」の制度概要

対象者	その年の1月1日現在で日本に居住する 20歳以上の個人の方
非課税対象	株式投資信託・上場株式等 の譲渡所得・配当所得
口座開設可能期間	10年間 (平成26年～平成35年)
非課税期間	それぞれ投資をはじめた年から 最長5年間 (年末まで)
非課税投資枠	毎年100万円 (最大5年間で500万円) <small>※売却はいつでも可能です。但し売却分の枠の再利用はできません。 ※未使用枠の翌年以降への繰越はできません。 ※課税口座 (特定口座・一般口座) との損益通算はできません。</small>
専用口座開設	勤定設定期間毎に 1人1口座1金融機関 のみで口座開設可能 <small>※勤定設定期間は①平成26～29年 ②平成30～33年 ③平成34～35年。 ※上記①②③の期間にそれぞれ1度口座開設の手続きが必要であり、同一期間内において複数の金融機関での口座開設はできません。</small>

3. 「NISA (ニーサ)」制度のイメージ



4. 「NISA (ニーサ)」の口座開設について

- ・非課税制度をご利用いただくには、利用金融機関経由で、税務署への非課税口座開設申請手続が必要です(税務署での申請受付は平成25年10月より開始)。
- 当行での非課税口座開設申込にあたっての留意事項
- ・当行で非課税口座開設をお申込みいただく場合
 - ①「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」
 - ②住民票等のご提出をお願いいたします。
- ・非課税制度をご利用いただくには、当行で投資信託口座をご開設いただいていることが必要です。
投資信託口座をお持ちでないお客さまは、当行窓口で投資信託口座の開設お手続きをお願いします。
- ・①「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」のご提出に際しては「お客さま控」はお渡ししておりませんのでご了承ください。
また、税務署の申請受付が平成25年10月より開始されますので非課税口座をご開設いただいたお客さまには、最短で平成25年10月下旬頃から「少額投資非課税口座(NISA口座)開設のご案内」をご送付いたします。

※くわしくは店頭にておたずねください。

5

「NISA（ニーサ）」に関するQ&A

[申請時のQ&A]

Q1. 非課税口座は複数の金融機関に開設できますか？

A1. 非課税口座は各勘定設定期間（①平成26～29年②平成30～33年③平成34～35年）内において、1人1口座1金融機関のみで開設可能です。それぞれ同一の勘定設定期間内で複数の金融機関での非課税口座開設はできません。

Q2. 金融機関の変更はできますか？

A2. 原則できません（平成25年5月1日現在）。
同一の勘定設定期間内の金融機関の変更はできません。
但し、平成27年以降金融機関の変更が認められる可能性があります。

[購入時のQ&A]

Q3. 現在特定口座や一般口座で保有している投資信託を、非課税口座に移すことができますか？

A3. できません。
平成26年以降新たに非課税口座で購入する投資信託のみ非課税となります。

Q4. 非課税口座では、複数の商品を購入できますか？

A4. できます。
年間購入額の合計が100万円以下であれば、商品数の制限はありません。

Q5. 非課税口座での購入限度100万円には、購入時の手数料を含みますか？

A5. 手数料及び消費税は含みません。
投資元本部分（約定金額）が購入額となります。

Q6. 非課税口座で、投資信託を100万円購入し、同年中に解約しました。解約した100万円の非課税枠を再度利用できますか？

A6. できません。
売却しても非課税枠は増加しません。また一度購入した投資信託が値下がりして80万円になっても、年間購入額は100万円ですので、その年の非課税を利用した購入はできません。ただし、翌年の1月以降であれば、新たな非課税枠の範囲内で購入可能です。

Q7. 特別分配金が支払われた場合、元本が払い戻されることとなりますが、この元本の減少分は非課税枠として再度利用できますか？

A7. できません。
特別分配金を受け取っても、非課税枠は増加しません。

Q8. 非課税口座で、60万円しか使わなかった場合には、残りの40万円の非課税枠を翌年に繰り越すことはできますか？

A8. できません。
100万円の非課税枠は一括購入、分割購入（積立等）、分配金の再投資でその年に限り利用可能です。

[解約時のQ&A]

Q9. 非課税口座とその他の課税口座（特定口座・一般口座）で損益通算できますか？

A9. できません。
非課税口座では、投資信託の売却益や配当金は非課税となる一方、売却損失はないものとされます。したがって特定口座や一般口座で保有する他の投資信託の売買損益や分配金との損益通算はできません。

Q10. 非課税口座で保有している投資信託の非課税期間が終わると、どうすればいいですか？

A10. 翌年分の非課税枠があれば、非課税期間終了時の時価が100万円の部分まで移行できます。
①非課税期間終了時の時価が100万円を超えた分については、「解約」もしくは「特定口座」または「一般口座」に移行できます。
②移行日の時価が80万円と減少した場合は、80万円分は翌年の非課税枠に移行し、未使用の非課税枠である20万円は、追加購入可能です。

Q11. 非課税期間が終わったら、税金はかかりますか？

A11. 翌年の非課税枠に移行した分は、次の非課税期間が終わるまで非課税ですが、特定口座や一般口座に移行した後に解約する場合の譲渡益は課税扱いとなります。
①100万円で購入した投資信託が非課税期間終了時に120万円に値上がりした場合。
非課税期間終了時の時価である120万円が取得価格となりますので、100万円の部分まで翌年の非課税口座へ移行することができます。残り20万円は解約もしくは特定口座や一般口座に移行することになりますが、特定口座や一般口座で解約して発生した譲渡益は課税扱いとなります。120万円全額を特定口座や一般口座に移行した後に解約する場合も同様です。
②100万円が非課税期間終了時に80万円に値下がりした場合。
非課税枠でなく、特定口座や一般口座に移行すると80万円が取得価格となります。移行後に90万円で解約すると10万円が課税扱いとなります。
※取得価格が下がった分、当初投資した100万円を下回っていても課税扱いとなる場合がありますので、注意が必要です。

本案内に関するお問い合わせは

TEL: 0120-18-3005

平日:午前9:00~午後5:00

※携帯電話からもご利用いただけます。※ご利用の際は、お電話番号をお間違えないようご注意ください。

ご留意事項

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託はクーリング・オフの対象ではありません。
- 投資信託は元本・利回りが保証されている商品ではありません。
- 十八銀行はご購入・ご換金のお申込みについてお取扱いしています。投資信託の設定・運用は各運用会社がおこないます。
- 過去の運用実績は、将来の運用結果をお約束するものではありません。
- 投資信託は、国内外の株式や債券および不動産投資信託等を投資対象としますので、組み入れている株式や債券、不動産投資信託等の価格の変動などにより投資信託の基準価額が変動し、投資元本を下回る(=元本割れ)ことがあります。
- 投資信託に組み入れられている株式・債券などの発行体等の経営・財務状況が悪化した場合や格付が低下した場合等、投資信託の基準価額が下落し、投資元本を下回る(=元本割れ)ことがあります。また、ファンドが投資する不動産投資信託証券について、支払不能や債務超過の状態になった場合、投資信託の基準価額が下落し、投資元本を下回る(=元本割れ)ことがあります。
- 外貨建て資産を投資対象としている投資信託は、当該通貨に対して円高になった場合、投資信託の基準価額が下落し、投資元本を下回る(=元本割れ)ことがあります。
- 投資信託の運用による利益または損失は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- ご購入・ご換金のお申込みにあたっての最終決定は、お客さまご自身でご判断ください。
- 外貨建て資産を投資対象としている投資信託については、海外休日等の関係で、ファンドのご購入やご換金ができない場合があります。
- 投資信託は、ご購入時にお申込手数料(約定日の基準価額に対して最大3.15%)、保有期間中に信託報酬(純資産総額に対して最大年率2.1%)、換金時には信託財産留保額(約定日の基準価額に対して最大0.5%)などの費用がかかります。
※お客さまにご負担していただく手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なるためあらかじめ表示することができません。
- くわしくは契約締結前交付書面、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」を必ずご覧ください。